平成２５年（フ）第４６５号
仙台市太白区西多賀３丁目６番18―201号
破産者　伊藤　あい
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１６４５号
横浜市磯子区滝頭１丁目５番14号
破産者　小峯　寛之
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７９８号
横浜市港北区日吉３丁目21番17―101号
破産者　嶋田　則次
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７９９号
横浜市港北区日吉３丁目21番17―101号
破産者　嶋田　　薫
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８２３号
横浜市中区千代崎町４丁目94番地69
破産者　小峰　正康
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３７号
横浜市磯子区中原３丁目４番17号　シティハイツ中原101号
破産者　粕谷　裕美（旧姓河野）
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７６号
横浜市旭区上白根３丁目25番16号　プラザ富士横浜205号室
破産者　川鍋　　誠
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４０号
横浜市中区太田町３丁目36番地　クリオ横浜関内壱番館1103号室
破産者　木下　貴子
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４１号
横浜市中区太田町３丁目36番地　クリオ横浜関内壱番館1103号室
破産者　木下　孝三
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５４４号
神奈川県平塚市四之宮２丁目21番73―103号メゾン朝日、前住所神奈川県平塚市根坂間263番地の２　タナアミビル１Ｆ
破産者　岩澤　瑞雄
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１４号
新潟県上越市北本町２丁目４番９号　ヒルサイドハイツ203号
破産者　猪爪　光雄
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第２１号
新潟県上越市鴨島１丁目1453番地
破産者　金田　　玲
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第８号
富山県中新川郡立山町利田1661番地の３、住民票上の住所富山市呉羽町7319番地７　バンブーヒルクレハＳＭＡＲＴ
破産者　ＳＭＡＲＴ（スマート）こと　田邉　明美
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２５年（フ）第２７１１号
千葉県柏市新逆井１丁目35―20
破産者　刈部　輝男
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８２２号
神奈川県大和市中央４丁目３―11―402、開始決定時の住所神奈川県藤沢市白旗４丁目１―15
破産者　黒瀬　勝徳
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５００号
神奈川県横浜市瀬谷区橋戸３丁目51―１　タウンハウス瀬谷16棟５号
破産者　立原　昭夫
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８７２号
東京都墨田区墨田２丁目10―20―501、開始決定時の住所東京都墨田区押上２―12―７―918号　セトル中之郷
破産者　浅川　正美
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１０６号
千葉県浦安市東野２丁目26番98号
破産者　ジースタイル株式会社
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部